

平成23年4月15日
農 林 水 産 省

東日本大震災について ～応急仮設住宅の建設用地選定に係る情報提供について（協力依頼）～

東日本大震災に伴う応急仮設住宅の建設用地については、公有地を優先的に利用している状況にあり、さらに国有地等を活用することとされておりますが、更なる用地確保が課題となっており、今後、農地等の民有地の活用の必要性が高まることが想定されるところです。

このような状況を踏まえ、県から応急仮設住宅の建設用地の候補地となり得る農地に関する情報提供の要請があったときは、市町村の農地担当部局又は農業委員会は、地域の実情を踏まえつつ、当該農地に関する情報の提供にできる限り御協力いただくよう依頼することとし、その旨通知を発出いたします。

（別添）東日本大震災に伴う応急仮設住宅の建設用地選定に係る農地情報の提供について（協力依頼）

お問い合わせ先

農村振興局農村政策部農村計画課

担当者：佐藤、笹嶺、高橋（一）

代表：03-3502-8111（内線5532）

ダイヤルイン：03-6744-2202

FAX：03-3506-1934

当資料のホームページ掲載URL

<http://www.maff.go.jp/j/kanbo/joho/saigai/index.html>

(別添)

23農振第136号

平成23年4月15日

岩手県知事 }
宮城県知事 } (注) 殿
福島県知事 }

農林水産省農村振興局長

東日本大震災に伴う応急仮設住宅の建設用地選定に係る農地情報の提供について
(協力依頼)

東日本大震災に伴う応急仮設住宅の建設用地については、公有地を優先的に利用している状況にあり、さらに国有地等を活用することとされておりますが、更なる用地確保が課題となっており、今後、農地等の民有地の活用の必要性が高まることが想定されるところです。

このような状況を踏まえ、県から応急仮設住宅の建設用地の候補地となり得る農地に関する情報提供の要請があったときは、市町村の農地担当部局又は農業委員会は、下記の事項を参考として地域の実情を踏まえつつ、当該農地に関する情報の提供にできる限り御協力いただきたく、その旨貴管下市町村への周知方お願いします。

(注) このほか、東北農政局長、全国農業会議所会長にも通知。

記

1 建設候補地の情報の提供について

- (1) 市町村の農地担当部局又は農業委員会は、2の留意点を考慮の上、応急仮設住宅の建設用地の候補地となり得る農地（以下「候補農地」という。）に係る情報を別添様式例により取りまとめ、当該農地の位置等が分かる図面と併せて県農地転用担当部局に提供する。
- (2) 県農地転用担当部局は、市町村又は農業委員会から当該候補農地に係る情報提供を受けた場合には、速やかに県の仮設住宅の建設を担当する部局に情報提供する。

2 建設用地の選定に係る留意点について

応急仮設住宅の設置に当たっては、日本赤十字社から「応急仮設住宅の設置に関するガイドライン」（平成20年6月）が発出されており、また、社団法人プレハブ建築協会から「平成22年度応急仮設住宅建設関連資料集」（平成22年7月）が発出されている。

これらにおける応急仮設住宅の用地の選定に係る記載内容等を踏まえると、当該候補地までのトラック（4t車以上）の輸送が可能であること（搬入路、周辺道路、進入口等が確保できること。）、ライフライン施設（電気、上水道等）の整備・使用が可能であること（上水道等が埋設されている道路の沿道にあること。あるいは、集落等に介在するか、又は集落等に隣接若しくは近接していること。）、当該候補地が平坦地で地盤状況が建設に適していること等に該当する農地が候補農地としてふさわしいと考えられる。

3 個人情報の保護について

1に掲げる情報提供の適否については、各地方公共団体の個人情報保護条例に基づき判断すべきものであるが、仮に国の行政機関が当該情報を保有していたときは、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第8条第2項第2号及び第3号に該当し、かつ、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる場合には、当該情報を提供し得ると考えられ、県及び市町村が定める個人情報保護条例に同号に相当する内容が規定されている場合も同様と考えられる（条例の規定振りは地方公共団体ごとに異なるので、詳しくは、各地方公共団体の個人情報保護条例を確認されたい。）。ただし、この場合においては、当該情報取得について土地所有者に懸念を生じさせることがないように、土地所有者と接触した際などに当該情報提供に関し十分に説明することが望ましい。

なお、この点は総務省行政管理局個人情報保護室に確認済みである。

4 贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている農地の取扱いについて

租税特別措置法（昭和34年法律第26号）第70条の4第1項又は第70条の6第1項に基づき贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている農地を都道府県が災害救助法（昭和22年第118号）に基づく応急仮設住宅のために一時使用する場合は、農地に戻す見込みがある等所定の要件を満たすときは、農地に係る贈与税又は相続税の納税猶予が継続される特例（同法第70条の4第17項又は第70条の6第21項）がある旨、厚生労働省から県災害救助担当主幹部（局）長に対して通知（「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震に係る災害救助法の弾力運用について」（平成23年3月19日付け社援総発0319第1号厚生労働省社会・援護局総務課長通知））されているので、御了知願いたい。

(様式例)

応急仮設住宅の建設候補農地

◆ ○○県○○市

番号	土地の所在・地番	地目		面積 (㎡)	土地所有者		備考
		登記簿	現況		氏名	住所	
△△地区							
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
△△地区 小計							
◎◎地区							
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
◎◎地区 小計							
□□地区							
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
□□地区 小計							
〇〇市 合計							

(注1)「地区」は、概ね字単位でまとめて記入してください。

(注2)「備考」欄には、当該農地が耕作放棄地(農地に復元して利用することが困難な土地を含む。)である場合にはその旨記載するなど、用地選定の参考となる情報がある場合に記入してください。